

美浜発電所の状況



美浜1号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜2号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

今回の報告では、3月17日から4月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜東小学校の放射線防護対策工事が完了しました。

このほど、美浜東小学校体育館で工事を実施していた、放射線防護対策工事が完了しました。

町ではこれまでに、美浜発電所から概ね半径5キロメートルのPAZ圏内の要配慮者等の避難施設として「美浜町丹生介護予防センター」、「美浜町竹波原子力防災センター」、「山東公民館菅浜分館(旧菅浜小学校)」に、また、住民が避難経路上等だけがや病状悪化等により避難が困難となった場合の避難施設として「美浜町東部診療所」にそれぞれ放射線防護対策工事を実施してきました。

美浜東小学校を一時集合施設とする地域では、美浜発電所から概ね半径5キロメートルから30キロメートルのUPZ圏内であることから、万が一原子力災害が発生した際は、放射性物質放出後に計測される放射線量により避難等を実施することとしています(※)。しかし、万が一にも要配慮者や住民がその場にとどまらざるを得ない場合に備えて、体育館内へ大型のエアテントを整備し、テント内を陽圧に保つ設備の設置等の放射線防護対策工事を実施しました。これまでの放射線防護対策工事は、建物を新築したり、既存建物を

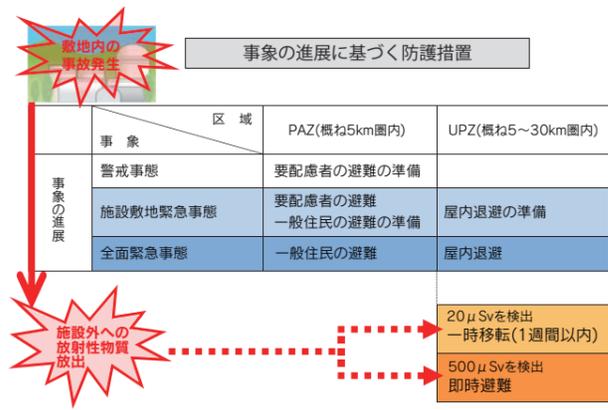
町では、今後、防災訓練等を通して、万が一の際に運用・管理する町職員等の訓練を実施し、原子力防災対策の充実を図っていきます。

※UPZ圏内の避難について

平成27年3月に策定した、「美浜町広域避難計画要綱」では、原子力災害発生時の、UPZ圏内の住民の避難は、放射性物質が放出された後に、緊急時モニタリング等で計測される空間放射線量に基づき、避難を実施することとしています。PAZ圏内の住民は、事象の進展に応じて、放射性物質が放出される前に、当該区域から避難することとしており、避難のタイミングが異なります。

このように避難のタイミングを2段階とすることで、避難経路への車両の集中を防ぎ、まずPAZ圏内住民の円滑な避難を実施することを目的としています。PAZ圏内の住民が避難している際には、UPZ圏内の住民は、自宅等の建物内で屋内退避することとしています。

UPZ圏内の住民の避難は、放射性物質放射線量が毎時20マイクロシーベルトを検出した場合には、1日以内に避難する区域を特定し、その区域の住民が、集団での行動を基本として、1週間以内に避難することとしています。毎時500マイクロ



ロシーベルトを検出した場合には、数時間以内に即時避難することとしています。

今回の美浜東小学校での放射線防護対策工事は、長距離・長時間の避難が困難な要配慮者や、やむを得ずとどまらざるを得ない住民の避難場所として実施しました。

町立図書館に原子力関連の図書を充実しました

このほど、生涯学習センターにあす内の町立図書館の蔵書に、原子力関連の図書を追加購入、配架しました。町では、町民に原子力やエネルギー、環境に関する理解促進、多様な知識・情報提供を図るために、



↑町立図書館の原子力コーナー

町では、これからも多様なジャンル、幅広い年齢を対象とした図書を充実させ、町民に原子力に対する理解の促進を図っていきます。

▷ 4月1日に着任された
環境省 原子力規制庁
美浜原子力規制事務所
副所長 川端 恒大 氏

美浜原子力規制事務所副所長を拝命しました川端恒大と申します。前任は福井県警察の警察官として勤務し、これまでに敦賀警察署で2回、合わせて7年間勤務していたこともあって、美浜町での勤務を懐かしく感じているところです。

さて、私の担当業務は原子力防災専門官として、平時は地元自治体等と協力し、また事業者に対して必要な指導を行って原子力防災体制の整備・維持を図ります。また、緊急時は原子力防災の要として、関係者との連絡調整、指示を行って住民の安全確保、事態の収束を図る任務となります。原子力防災は初めての業務であり、警察官の業務と分野は違いますが、住民の安全安心を確保するといった活動に変わりありません。一生懸命取り組む所存でございますので、今後ともよろしくお願いいたします。



↑美浜東小学校に整備した住民避難用テント

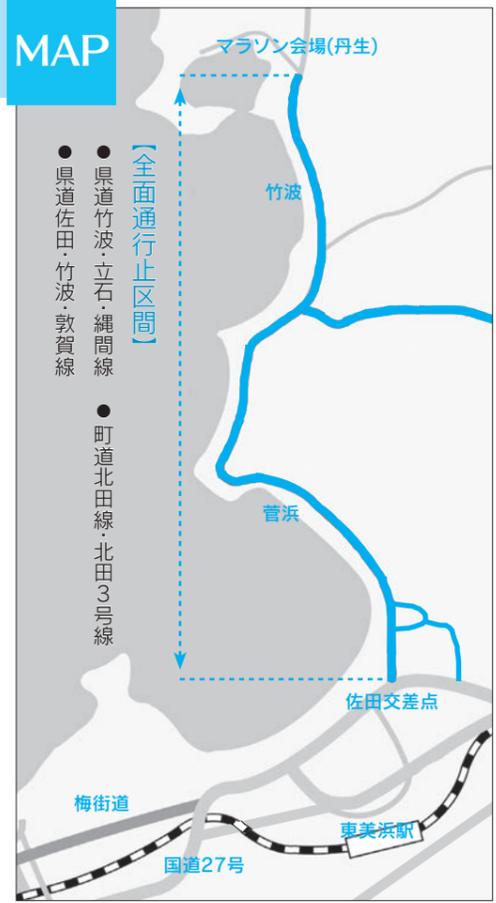
改修することで気密性を向上させ、放射線防護対策を付加してきました。しかし、体育館の構造上、建物全体の気密性を高めることが難しいことから、今回の工事では、平常時にはステージ下に収納してある大型のエアテントを、災害時に体育館内に設置し、テント内の気圧を高めることで、放射性物質の侵入を防止することとしました。

このテントは、小型の送風ブローで膨らませた気柱により自立し、避難してきた住民が滞在する空間には、フィルタを通して浄化された空気を通します。送風ブローの多重化を図ることで、万が一どちらかの送風ブローが停止した場合においても、もう一方が機能していることでテントが倒壊しない仕組みとなっています。



↑汚染された空気を浄化する「フィルタリングシステム」

- 今回実施した工事は次のとおりです。
- 放射性物質の侵入を防ぐ放射線防護区域
- ・エアテント(24・5m×7m×2張)、体育館内トイレ、更衣室
- 工事内容
- ▼テント内を陽圧に保つとともに、汚染された外気をフィルタに通して汚染物質を除去し、屋内に通気させる「フィルタリングシステム」の設置
- ▼テント入口には、外気の汚染された空気の流入を防ぎつつ、避難者の出入りが可能な「エアロック室テント」の設置
- ▼停電時に、フィルタリングシステムや体育館内に電力を供給するための「非常用発電機」の設置
- ▼トイレや更衣室の窓等を、気密性が高い仕様に交換 等



● 交通規制日時
5月14日(日)
午前9時30分～午後0時30分

● 全面通行止区間
丹生マラソン会場～佐田交差点

※お問い合わせ先
美浜・五木ひろしまラマソン
実行委員会事務局
(町教育政策課 担当・三田)
☎ 32-6708

第29回美浜・五木ひろしまラマソン開催に伴う
交通規制にご協力をお願いします

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまな
お知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

- 総務課 32-6700
- 企画政策課 32-6701
- 美浜創生戦略課 32-6715
- エネルギー政策課 32-6716
- 税務課 32-6702
- 住民環境課 32-6703
- 福祉課 32-6704
- 健康づくり課 32-6713
- 商工観光課 32-6705
- 農林水産課 32-6706
- 土木建築課 32-6707
- みはまブランド開拓課 32-6714
- 教育政策課 32-6708
- 生涯学習課(なびあす内) 32-1212
- 出納室 32-6710
- 議会事務局 32-6711
- 上下水道課 32-1341

町各施設電話番号

- はあとぴあ 32-3111
- なびあす 32-1212
- 町立図書館(なびあす内) 32-0083
- きいばす 39-1116
- 丹生診療所 39-1301
- 東部診療所 37-2911
- 総合体育館 32-3200
- エコクル美方 45-2300
- 子育て支援センター 32-0192
- 若狭国吉城歴史資料館 32-0050
- 歴史文化館 32-0027
- 給食センター 32-2111

連休中の ごみ収集・受け入れのお知らせ



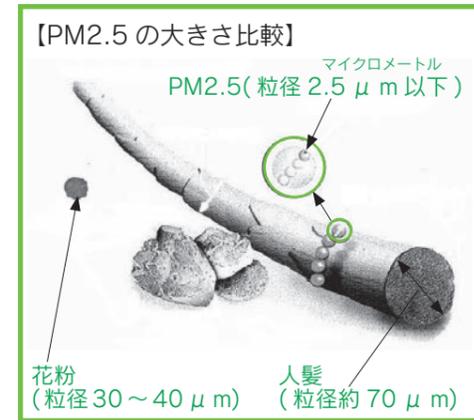
	日	ごみ収集		エコクル美方への持ち込み	
		可燃・生ごみ	不燃・資源ごみ	可燃・生ごみ	不燃・資源ごみ
4月	28日(金)	通常どおり収集		8:30~16:00	8:30~16:00
	29日(土) 昭和の日	×		×	×
	30日(日)	×		×	×
5月	1日(月)	通常どおり収集		8:30~16:00	8:30~16:00
	2日(火)			8:30~16:00	8:30~16:00
	3日(水) 憲法記念日			8:30~16:00	×
	4日(木) みどりの日			8:30~16:00	×
	5日(金) こどもの日			8:30~16:00	×

■エコクル美方への持ち込み可能時間
平日 午前8時30分～午後4時(すべてのごみ)
第2、4日曜 午前8時30分～正午(すべてのごみ)
祝日 午前8時30分～午後4時(可燃と生ごみのみ)

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・藤村) ☎ 32-6703
エコクル美方 ☎ 45-2300

PM2.5に備えよう

春先は偏西風に乗って、大陸から排気ガスや黄砂等さまざまな物質が飛来します。中でもPM2.5(微小粒子状物質)は人体に悪影響を与える物質として、近年注目されています。
今月号では、PM2.5の特徴と対応策を紹介します。



PM2.5とは、大気中に浮遊している粒径2.5マイクロメートル(1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1)以下の粒子で、工場や自動車から出る粉じんや煙等の大気汚染物質からなりま

PM2.5の大きさは、スギ花粉の約12分の1、日本人の標準的な髪の毛の太さの約30分の1ととても小さく、肺の奥深くまで入りやすいため、ぜんそく・気管支炎等の疾患や肺がんのリスク上昇等、人体への悪影響が懸念されています。抵抗力の低い高齢者や子どもは、特に注意が必要です。

PM2.5とは?

PM2.5に対する対策

- 不要不急の外出や、屋外での長時間の激しい運動を控えましょう。
- 外出時には、マスクを着用しましょう。
※ PM2.5に対応した、細かいフィルターが付いたものを選びましょう。
- 換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう。
- 呼吸器系や循環器系に疾患のある人や子ども、高齢者等は体調に応じて慎重に行動しましょう。
- 県のウェブサイト『福井県大気汚染情報』では、PM2.5の観測状況を1時間ごとに提供しているので、こまめにチェックしましょう。また、環境省のウェブサイト『そらまめ君』では、全国の大気汚染状況が確認できます。

福井県大気汚染情報 <http://www.erc.pref.fukui.jp/tm/>
そらまめ君 <http://soramame.taiki.go.jp/>

春先になると偏西風(※)が大気汚染の深刻な中国付近を通るため、4月から5月にかけて日本でのPM2.5の観測量が増加します。
飛来のピークとされる5月頃までは、左表の対策を取りましょう。

(※)一年中西から東に吹く風で、季節によって吹く場所が異なります。

飛来のピークは
4月から5月にかけて

一人ひとりが自分出来る
対策を

PM2.5による健康被害を減らすためには、環境汚染そのものの改善が必要ですが、その実現は難しいのが現状です。
そのため、一人ひとりが自分出来る対策を心掛けることが大切です。

※お問い合わせ先
町住民環境課(担当・藤村)
☎ 32-6703

高齢ドライバーへの 認知機能チェックが強化されます

平成 29 年 3 月 12 日の道路交通法の改正により、75 歳以上のドライバーに対する認知機能チェックが強化されます。



75 歳以上の高齢者が、一定の違反行為（信号無視、通行区分違反等）をしたときは、臨時認知機能検査を受けなければなりません。

その結果、認知機能低下の恐れがあると判断されると、臨時高齢者講習（個別指導と実車指導）を行わなければなりません。



運 転免許証を更新する際の認知機能検査や臨時認知機能検査で、認知症の恐れがあると判断された方は、医師の診断を受けることとなります。



免 許証を更新する際、認知機能検査で認知機能の低下が無いと判断された方や、75 歳未満の方は、高齢者講習が 2 時間に短縮されます。（現行 3 時間）
その他の方に対しては、個別指導を含む 3 時間の講習となります。

※お問い合わせ先 嶺南運転者教育センター（若狭町倉見 1-51）☎ 45-2121

民生委員制度は創設 100 周年を迎えました

～これからも地域とともに～ 5 月 12 日は「民生委員・児童委員の日」です

民生委員・児童委員（※）は、地域住民の身近な相談相手として、地域の見守り役、専門機関へのつなぎ役となる方々です。

（※）民生委員は、児童福祉法に定められた児童委員を兼ねています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員もいます。

■民生委員・児童委員の仕事

定められた担当区域において高齢者等の見守りや安否確認、子どもたちへの登下校時の声かけ等を行っています。

また、生活上の心配ごとや悩みごと等には、地域住民の立場に立って、相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう専門機関へのつなぎ役になります。

生活上での困りごとがあるときは、担当区域の民生委員・児童委員までお気軽にご相談ください。秘密は固く守ります。



↑せせらぎ保育園での夏祭りボランティア



↑佐柿ふれあいサロン

※お問い合わせ先 町福祉課（担当・馬野）☎ 32-6704

～社会保険に加入されている方も利用できます～

PET-CT検査、心臓・脳ドックの検査費用を助成します

- **対象者**
 - ・平成29年度中に、50歳～74歳になる方。
 - ・本町に1年以上前から住所を有する方。
（申請日を基準とし、助成金の請求日まで引き続き本町の住民であること）
 - ・各種医療保険の被保険者、被扶養者。（医療保険制度の医療保険各法）
 - ・町税等を完納している方。（世帯員全員）
- **助成内容**
 - ・医療・検診機関で受診した検査料金の約3分の1を助成します。
 - ・検査を複数受診した場合でも、それぞれの検査の助成限度額の範囲内で助成を受けられます。（ただし、重複する検査項目分の料金は、助成対象にならない場合があります。）
助成内容の詳細は次のとおりです。

検査の種類	募集人数	助成限度額
PET-CT検査(ほぼ全身のがんの発見に有効)	50人	29,000円
心臓ドック(心筋梗塞等の早期発見に有効)	25人	18,000円
脳ドック(脳梗塞等の早期発見に有効)	25人	16,000円

- **申請手続**
 - ①検査を受ける医療・検診機関の検査料金を事前にお調べください。
 - ②印鑑と保険証を持参し、町健康づくり課窓口で申請書に必要事項をご記入ください。
 - ③町から助成決定通知書を送付します。
 - ④医療・検診機関に予約し、受診後に料金(全額)を医療・検診機関にお支払いください。
 - ⑤印鑑と振込先の通帳を持参し、町健康づくり課窓口を受診結果・領収書及び明細書・助成金請求書を提出してください。
 - ⑥審査後、町から助成額確定通知書を送付し、指定口座に助成金を振り込みます。
- **助成期限** 平成30年3月30日(金)までに請求してください。
- **注意事項**
 - ・定員に達した時点で次第、募集を締め切ります。
 - ・国民健康保険に加入されている方で、脳ドックの助成を受けられる予定の方は、町住民環境課の脳ドック助成を優先的にご利用ください。（広報みはま 平成29年4月号参照）



※お問い合わせ先 町健康づくり課（担当・武田）☎ 32-6713

美浜町ホームページをリニューアルしました

3月22日に、町ホームページをリニューアルしました。今回のリニューアルでは、ページのデザインをより見やすいものに変更しました。

また、スマートフォンやタブレット等で閲覧する場合、画面サイズに合わせて表示を最適化する機能を導入しました。新しくなった町ホームページを、ぜひご利用ください。

URL
http://www.town.mihama.fukui.jp/www/normal_top.jsp



※お問い合わせ先 町企画政策課（担当・山野）☎ 32-6701



5月の子育て支援センターの催しをお知らせします

○育児講座
◆「ベビーマッサージ講習会」

●日時 5月18日(木)
午後1時30分～2時30分

●会場 子育て支援センター

●講師 塚本由美子氏(助産師)

●対象 2か月から7か月の子どもとその保護者(町内優先)

●内容 オイルを使い、赤ちゃんの素肌をマッサージします。

●定員 子ども13人

●参加費 200円(当日集金)

●申込期間 4月24日(月)～5月12日(金)

※定員になり次第締め切ります。

※お問い合わせ先
子育て支援センター(担当・坪塚)
☎32-0192

美浜町障害者定期相談会「こころの相談室」を開催します

●日時 毎月第1・3火曜日
(祝日を除く)
午後1時30分～3時30分

●会場 はあとびあ

※お問い合わせ先
町福祉課(担当・萩原)
☎32-6704

◆ナイチンゲール生誕記念
看護の日記念行事が
開催されます

●日時 5月11日(木)
午前8時30分～午後3時

●会場 杉田玄白記念公立小浜病院
(小浜市大手町2-2)

●内容 栄養相談や認知症相談、身体機能測定、血管年齢測定等

●参加費 無料

●申し込み 不要

※お問い合わせ先
杉田玄白記念公立小浜病院
☎0770-52-0990



↑工業統計キャラクター「コウちゃん」

平成29年工業統計調査にご協力をお願いします

国では、平成29年6月1日を基準に「平成29年工業統計調査」を実施します。

この調査は、国の製造業の実態を明らかにすることを目的とし、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されます。

次の期間中、対象となる事業所へ統計調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

●対象 町内で製造業を営む事業所

●期間 平成29年5月中旬～6月

※この調査は、例年12月31日に実施していましたが、調査期日の変更となりました。今回、12月31日に調査は行いません。

※お問い合わせ先
町企画政策課(担当・中島)
☎32-6701

ふるさと納税に関する収納事務を委託しました

4月1日から、ふるさと納税(寄附金)にかかる収納事務を次の者に委託しました。(根拠法令：地方自治法施行令第158条第1項)

※今回委託する事務は、インターネットでの申し込みについてのみです。

	受託者	受託者の住所
①	楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
②	株式会社さとふる	東京都中央区日本橋2丁目2番2号

※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・中島) ☎32-6701

平成29年度
狂犬病予防注射
の日程をお知らせします



平成29年度の狂犬病の予防集合注射を次の日程で行います。犬を飼っている方は、「狂犬病の予防注射」を最寄りの会場で受けてください。

当日都合の悪い方は、年度内に動物病院で狂犬病予防注射を必ず受けてください。狂犬病予防注射は1年に1回必要です。

飼犬の登録をしていない方は、集合注射会場または町住民環境課、動物病院に印鑑を持参し、飼犬の登録をしてください。登録は、生涯に1度です。既に登録済みの方は予防注射のみ受けてください。

また、飼犬が死亡したり、飼い主や住所等に変更があった場合は、印鑑を持参の上、町住民環境課に届け出をお願いします。

▶新規登録の場合

区分	料金
犬の登録手数料	3,000円
予防注射料金	2,450円
注射済票交付手数料	550円
合計	6,000円

▶注射のみの場合

区分	料金
予防注射料金	2,450円
注射済票交付手数料	550円
合計	3,000円

※新規登録、予防注射とも、お釣りが無いようご協力をお願いします。

■5月12日(金)

会場	時間
ニューポート(丹生)	9:20～9:25
菅浜生協	9:40～9:47
北田集落センター	9:55～10:00
佐田公民館	10:05～10:15
農村婦人の家(山上)	10:20～10:25
坂尻消防小屋前	10:30～10:37
安江集会所	10:45～10:50
新庄山村開発センター	11:00～11:10
上野生活改善センター	11:20～11:27
木野担い手センター	11:35～11:42
町役場前	13:10～13:30
大敷生活改善センター	13:45～13:50
日向バス停	14:00～14:13
早瀬観光センター	14:20～14:28
久々子生活改善センター	14:35～14:43
体育センター	14:50～15:00

※今年度より、接種頭数の減少に伴い、日程が短縮されました。会場には、予定時間より早めにお集まり頂くようお願いいたします。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・藤村) ☎32-6703

障がい者(児)の
相談支援のお知らせ

町では、障がい者(児)の福祉に関する問題を解決するため、相談員や相談事業所を設置しています。相談に応じ必要な情報提供を行うほか、障害福祉サービスの利用支援や権利擁護のための必要な援助を行います。

●相談員

- ▽身体障害者相談員
石丸清美氏(山上)
- ▽知的障害者相談員
中面みい子氏(久々子)
- ▽知的障害者相談員
中村久美子氏(松原)

●相談事業所

- ▽相談支援センター 若狭ねっと
(若狭町市場21-8-7
MAIビル1階)
☎0770-62-0025
- ▽社会福祉法人二州青松の郷
はあとびーとさくらヶ丘
(敦賀市桜ヶ丘町8-8)
☎0770-24-4848

※相談を希望される方は、町福祉課に連絡してください。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当・萩原)
☎32-6704

みはま
“郷育プログラム”
関連講座

みはま土曜歴史文講座

受講料
無料

※展示室への入室には
入館料が必要です

座学 「弥美神社の祭礼と芸能」を見て知る！

日時 4月29日(祝・土) 午前10時～11時30分
会場 美浜町歴史文化館 研修室2
講師 橋本裕之氏
(追手門学院大学 地域創造学部教授) **定員** 50人

内容 『若狭の王の舞』(DVD映像)を鑑賞し、映像の監修・構成を手がけた橋本裕之氏から弥美神社の祭礼と芸能の魅力について学びます。



歴史体験・座学 美浜町の古文書についてⅢ ～見ながら、あれこれつづやきながら見てみましょう～

日時 5月13日(土) 午前10時～11時30分
会場 美浜町歴史文化館 研修室2
講師 多仁照廣氏(元敦賀短期大学教授) **定員** 50人

内容 美浜町に所在する近世文書を素材に取り上げ、多仁照廣氏の古文書ライブ読解を通じて、古文書の内容やその背景、美浜町の近世社会について学びます。

※事前に町歴史文化館まで申し込みをお願いします。(会場に余裕がある場合、当日受付可)

※お問い合わせ先 町歴史文化館(担当・松葉) ☎32-0027

農村集落や小規模農家グループ、新規就農者も支援します

美浜町農業基本計画アクションプラン

「いきいき農業サポートプラン(平成29年度版)」をスタートします

町では、平成27年3月に策定した美浜町農業基本計画の実現に向けて、計画に基づくアクションプラン「いきいき農業サポートプラン」を平成28年度から実施しています。

平成29年度は、前年度の取り組みによる成果を踏まえ、支援内容を再検討し、一部を変更、強化します。

平成29年度版アクションプラン 強化ポイント

- ① 集落の現状や課題を踏まえた「人・農地プラン」の作成、実現に向けた支援
- ② 町外からの就農希望者の確保をはじめ、就農者の生活や農業研修、生産基盤整備等を総合的に支援
- ③ 園芸ハウスや機械の整備支援、園芸技術の指導、町に適した園芸品目の推進、町全体での果樹栽培を推進
- ④ 多面的機能支払交付金を活用した、地域での農地保全への支援強化、小区画農地での耕作支援

本プランは、担い手農家だけでなく、農村集落や小グループによる新たな取り組みや新規就農者の育成についても支援します。ぜひ、プランの活用をご検討ください。

※詳しい支援内容については町のホームページをご覧ください。

URL <http://www.town.mihama.fukui.jp/www/info/detail.jsp?id=4573>



※お問い合わせ先 農林水産課(担当・上光) ☎32-6706

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請受付を開始します

平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことによる、所得の少ない方への影響を緩和するため、対象となる方(下記「対象者診断」参照)に給付金を支給します。

●支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない方

※課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において課税者の扶養となっている場合)や、生活保護の受給者である場合等は除きます。

●支給額

1人につき15,000円 ※支給は1回です。

対象となるか
確認じゃ!



■申請方法

①対象となる可能性がある方には、4月末に申請書を送付します。

②申請書に必要な事項を記入の上、必要書類とともに、町福祉課へ提出してください。(郵送可)

③支給要件を満たしている方には、申請書に記載された指定口座に入金します。

※申請先は平成28年1月1日時点で住民票のある市町村です。

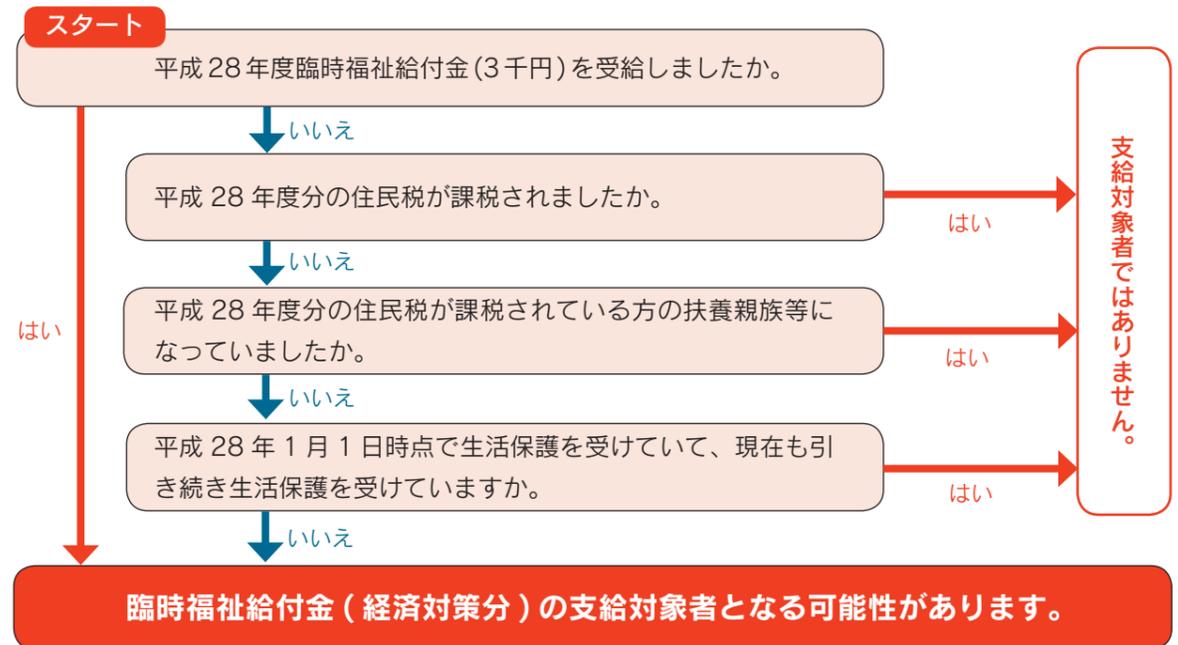
■申請期間

平成29年5月1日(月)～8月1日(火)

■対象者診断

下の図で、対象者の診断が行えます。申請書が送付されなかった方で、対象と思われる方は、町福祉課までお問い合わせください。

「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」に
ご注意ください!



※ お問い合わせ 申請方法に関して 町福祉課(担当・馬野) ☎32-6704
制度に関して 厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192